

専 決 処 分 事 項 の 承 認 に つ い て

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

専 決 処 分 書

鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項第 2 号中「 2 9 万 5 千円」を「 3 0 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「 5 4 万 5 千円」を「 5 6 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿沼市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。